

定例委員会の開催状況

第1 日時 平成14年5月16日(木)
午前9時30分 ~ 午前11時40分

第2 出席者

1 国家公安委員会側

磯邊、渡邊、荻野、安崎、川口各委員

2 警察庁側

長官、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
警備局長、情報通信局長

第3 議事の概要

1 議題事項

(1) 警察官等の催涙スプレーの使用に関する規則の制定について

警察庁から、「2002年ワールドカップサッカー大会警備を機に、催涙スプレーの使用に関し必要な事項を定めた国家公安委員会規則を制定することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「先日、電車内で催涙スプレー噴射事案があったが、その時使われたものと同様のものか。」との質問があり、警察庁から、「催涙スプレーには幾つかの種類があり、御指摘の事案のものは今回導入されるものとは異なると思われる。また、今回導入される催涙スプレーは、相手の行動を一時的に抑制する制圧の用具であり、相手に障害を残さないよう、催涙成分の濃度について市販の催涙スプレーよ

りも低くしている。」旨、説明した。

委員から、「いわゆる『70年安保闘争』のころ、機動隊の警備において催涙弾のようなものを使用していたが、その成分とは違うのか。また、当時も今回のような使用に関する規則を制定していたのか。」との質問があり、警察庁から、「今回導入される催涙スプレーは液体を噴射するものであり、機動隊の保有する『ガス筒』とは異なる。また、『ガス筒発射器』については、部隊訓練を受け、錬度の高い者が使用することから、今回の催涙スプレーとは異なり、当時より警察庁の訓令で規制している。」旨、説明した。

委員から、「今回の催涙スプレーの導入は国費により行うのか。」との質問があり、警察庁から、「今回、国費により全国の警察に18,000本配備される。」旨、説明した。

(2) 中小企業等協同組合法上の事業協同組合の設立について

警察庁から、「中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合等の設立認可等の手続については、今後、警察庁において専決処理することとしたい。」旨の説明があり、原案どおり決定した。

委員から、「事業協同組合を設立すると、どのようなメリットがあるのか。警察庁所管の事業協同組合はどのくらいあるのか。」との質問があり、警察庁から、「中小企業が集まって事業協同組合を設立することによって、組合自体に税金面や融資で優遇措置があるほか、事業者にとっても共同購買、高速道路の料金割引等のメリットがあると聞いている。警察庁所管の事業協同組合は、他省庁共管のものも含めて100くらいある。」旨、説明した。

委員から、「事業協同組合の設立の認可について、今まで国家公安委員会委員長の専決としていた何か事情があるのか。」との質問があり、警察庁から、「この設立認可等は、もともと法律上、内閣総理大臣の権限となっているものを国家公安委員会委員長の専決事項としていたものである。」旨、説明した。

委員から、「事業協同組合の設立の認可等について警察庁の専決事

項とすることは結構であるが、これらの警察庁が専決した事案をまとめて公安委員会に事後報告してほしい。」旨の発言があった。

(3) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「石川県警察の警察署における被留置者逃走事案に関し、同警察署長の監督責任について、5月9日、国家公安委員会から懲戒審査の要求を受けた懲戒審査会は、5月13日、当該事案の審査を行い、本日、審査結果を国家公安委員会に答申する。」旨の説明があった。その結果、戒告処分の決定がなされた。

(4) 監察の取扱い事案について

警察庁から、「警視庁の警部補が、平成13年8月15日、供述調書に関係者の了解を得ることなく加筆した事案に関し、同庁は、5月17日、同警部補を減給処分等とする予定である。また、同庁では、国家公安委員会の了承が得られれば、同日、警察署長を警視総監注意の措置とする予定である。」旨の説明があり、原案どおり了承した。

(5) 国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

国家公安委員会のインターネット・ホームページの受信電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

2 報告事項

(1) 警察庁長官に対する開示請求の措置について

警察庁から、「5月14日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要」について報告があった。

(2) 国際組織犯罪等対策推進本部第4回会合の開催結果について

警察庁から、「5月10日、同推進本部の第4回会合が開催され、最近の国際組織犯罪をめぐる情勢等について報告、意見交換が行われた。」旨の報告があった。

委員から、「同推進本部の成果がいくつかが表れているのは評価できるが、最近の不法残留者に若干減少傾向があっても、この程度の減少では来日外国人犯罪が収まったとは思われない。この点が非常に重要であり、予算措置、法整備等の協議について警察庁としてイニシャチブをとってほしい。委員長にも、この点について別途伺いたいと思っている。」旨の発言があり、警察庁から、「同推進本部としても入国管理に係る体制や予算の問題等について重要な問題と捉えており、これらの点も含め平成15年度予算にどのように反映させるか検討していると思われる。」旨、説明した。

(3) 国会の状況について

警察庁から、「5月9日から15日までの間に行われた衆議院武力攻撃事態対処特別委員会の状況等」について報告があった。

(4) 監察の取扱い事案について

警察庁から、

「3月4日、神戸市で発生した大学院生殺人等事件等に係る不適切事案に関し、兵庫県警察は、5月15日、関係職員らを減給等の懲戒処分等とした。

茨城県警察の事務吏員が、平成13年11月19日、所属職員から預かり保管中の通帳等を持ち出し、金融機関で現金を引き出した事案に関し、同県警察は、4月23日、同事務吏員を詐欺罪等で通常逮捕し、5月14日、懲戒免職処分とした。

神奈川県警察の巡査部長が、平成11年4月ころから12年4月ころまでの間、同県公安委員会に係る風俗営業許可証等4件を偽造・交付等した事件に関し、同県警察は、5月17日、同巡査部長を有印公文書偽造罪等で検察庁に送致し、懲戒免職処分とす

る予定である。

中部管区警察局の技官が、1月ころから4月ころまでの間、同管区局保管のデジタルカメラ等を窃取した事案に関し、愛知県警察は、5月14日、同技官を窃盗罪で通常逮捕し、同管区局は、同日、同技官を懲戒免職処分とした。」

旨の報告があった。

(5) 「アルピアン」に係る出資法違反事件について

警察庁から、「愛知県警察等は、『アルピアン』の最高経営責任者らが、顧客から飲料水の発売元募集等名下に、配当及び元本返還を約束し、現金を受け入れていたとして、5月14日、出資法違反の疑いで一斉捜索を実施した。」旨の報告があった。

(6) 新幹線車両に対する散弾銃発砲を伴う器物損壊等事件について（愛知県警察）

警察庁から、「5月7日、名古屋駅着の新幹線車両に散弾銃の弾痕があった事案に関し、愛知県警察では所要の捜査を推進中である。」旨の報告があった。

(7) 元雪印食品株式会社幹部社員らによる詐欺事件について（兵庫県警察、北海道警察、警視庁、埼玉県警察）

警察庁から、「兵庫県警察等は、5月10日、元雪印食品株式会社部長らが、国産牛の買上げ事業の実施主体である協同組合に対し、同事業の対象外である輸入牛肉を含む合計数百トンの牛肉の買入方を申し込み、同組合から買上代金の一部1億数千万円を騙し取った詐欺容疑で、同部長ら5人を逮捕した。」旨の報告があった。

(8) 橋本市議会議員らによる公共工事発注をめぐるあっせん利得処罰法違反事件について（和歌山県警察）

警察庁から、「和歌山県警察は、5月9日、橋本市発注の公共工事

に関して、土木建設業者を同市発注の公共工事の入札に参加させるようにあつせんし、その報酬として現金数十万円を収受した橋本市議をあつせん利得罪で、土木建設業経営者を利益供与罪でそれぞれ逮捕した。」旨の報告があつた。

(9) 交通情報提供事業に関する事業者向け説明会の開催について

警察庁から、「改正道路交通法の施行を間近に控え、5月9日、交通情報の提供に関する指針、特定交通情報提供事業の国家公安委員会への届出制度等を周知するため、事業者等に対する説明会を開催した。」旨の報告があつた。

(10) 国際捕鯨委員会第54回年次会合をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「4月25日から5月24日の間、下関市の山口県国際総合センターにおいて同委員会の第54回年次会合が開催されており、山口県警察では所要の体制で警戒警備を実施している。」旨の報告があつた。

委員から、「同会合の開催に関して、外国からNGOが参加するなど相当国際的な関心が持たれると思われるので、しっかり警備してほしい。」旨の発言があつた。

(11) 小泉総理大臣等の沖縄復帰30周年記念式典出席をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「小泉総理大臣等は、5月19日、同記念式典出席等のため、沖縄県を訪問する予定であり、沖縄県警察等では所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告があつた。

(12) 2002年ワールドカップサッカー大会に伴うテロ対策について

警察庁から、「同大会の開催に伴い、原子力関連施設の警戒を強化するなどのテロ対策を講じることとした。」旨の報告があつた。